

歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制優遇をご希望の場合は、当協議会までご連絡ください。

○寄附者が個人の場合

社会福祉法人に対して直接寄附する場合は、所得税(国税)の寄附金控除対象になりますが、共同募金会を通じて寄附を行う場合は、さらに個人住民税(地方税)の寄附金税額控除対象にもなります。

控除の計算式

<所得税に係る寄附金控除額>

① 所得控除

寄附金額(年間所得の40%を限度とする額) - 2千円

② 税額控除

(寄附金額 - 2千円) × 40% 控除額は所得税額の25%が上限

<住民税に係る税額控除額>

{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額) - 5千円} × 10%

※「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月~12月)の課税対象となる所得額から、該当する額が

控除されることを言います。

※「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることを言います。

※「住民税に係る税額控除」とは、納付すべき住民税の額から該当する金額が控除されることを

言います。当協議会では、東京都共同募金会に「住民税の優遇措置希望者リスト」を提出する

ため、税制上の優遇を希望される場合は必ず当協議会にご連絡ください。

○寄附者が法人の場合

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出に当たり寄附額を「全額損金」とすることができま

す。税制上の優遇措置について詳細 <https://www.akaihane.or.jp/find/tax/>